

2. トピック

(1) 運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について（中部運輸局発） （新着情報）

自動車運送事業者の方々は、関係法令に基づき、初任運転者や高齢運転者等に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければなりません。

中部運輸局では、平成29年における中部管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、重大事故を端緒とした監査において、適性診断が未受診であったとの指摘を受けた監査件数が3割を超えることが確認されたことなどから、新たに採用した運転者が多いこの時期を捉え、管内の関係事業者団体を通じ、事業者に対して適性診断の適切な受診を徹底するよう通達いたしました。

事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行うとともに、運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底をお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/tekiseishindan.pdf>

(2) 睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!

（配信日：H30. 4. 20）

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

1. 改正の概要

① 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ・事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。
- ・事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。
- ・運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。

② 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

